

<愛労連第9回定期大会・第2号議案>

1994年度・運動方針(案)

[1] 運動の総括

1. はじめに

経済的な側面でも、バブルのなかでのたたかいを経過し、バブル破綻・複合不況という状況のなかで迎えた秋年末闘争や93春闘など愛労連結成後、本格的にローカルセンターの役割・力量が問われた1年でした。

また、名古屋市長選挙や衆議院選挙、小選挙区制阻止、自衛隊のカンボジア派遣反対など、政治的な課題も通年のたたかいとして展開しました。

これらのたたかいを通じて、センターとしての力の集中、広範な戦線での全組合員の立ち上がり、機敏な対応などいっそうの組織的力量の強化を痛感させられました。

自衛隊のPKO派遣に象徴的にあらわれている、アメリカの新戦略に対応する体制づくりへ、社・公・民など反共野党をとりこみ、憲法改悪を射程にしゃにむに突っ走る「反動攻勢」の強まりや、年金・医療・福祉など国民犠牲をいっそう強要する臨調「行革」攻撃などに対して、670万県民・273万労働者を視野に入れ、奮闘した1年でした。

この1年間のたたかいの到達点と克服すべき課題をリアルに描き出し、「すべての労働者・国民の要求実現」へ日本の労働運動の新たな発展をめざすという全労連・愛労連・地域労連の結成の原点に照らした、組織・運動の構築に全力を傾注し、組織内はもちろん、共闘する多くの労働者・労働組合、民主団体から真に期待されるセンター・愛労連として奮闘します。

2. 運動の到達点

① 273万労働者を視野に入れたとりくみ

複合不況・リストラクチャリング(企業再構築)などといわれる状況のもとで、ビクトリーマップの活用や中小商工業者との共同の前進など戦略的な運動方向を明らかにできました。

春闘前段での世論形成の宣伝行動、産別の統一闘争の強化、愛商連など中小業者との共闘、大企業職場でたたかう労働者や争議組合との連帯、名古屋市長選挙など、要求実現をめざすたたかいで、重要な役割を果たすとともに社会的影響力を高めることができました。更に「連合の反国民性」の批判、政府・財界の戦略、県内の産業や労働者の実態などを適確にとらえ、情勢に相応しい運動として展開する努力が求められています。

例えば、大企業に対する愛知のたたかいとして象徴的な「トヨタ総行動」は昨年・今年と自治労連の春闘決起集会とのドッキングで一定の拡大をつくりだし、大企業職場の労働条件・差別支配の解決へむけた運動方向を示しているものの、「世界のトヨタ」にふさわしいとりくみになっているかということや、全県的な運動のひろがりという点で、運動発展への工夫と努力が必要となっています。

② 670万県民を視野に入れたとりくみ

P K O 派遣反対、小選挙区制阻止、医療・年金改悪反対、名古屋市長選など平和と民主主義を守り、国民犠牲に反対するたたかいを通し、愛労連・地域労連が諸共闘組織の運動前進に努力し、真に「期待と信頼」されるセンターとして、様々な要求運動の先頭で奮闘する「姿」が多くのところで見られました。

③組織体制・機能の強化・拡大のとりくみ

職場を基礎に産別・地域・地方・全国を結ぶ統一行動は、93春闘期をはじめ、小選挙区制阻止の中央行動など着実に前進させてきました。

愛知社会保障学校、いのちと健康大学、権利フォーラムなど、学習と研究分野での活動も、愛知労働問題研究所や学習協、愛知社保協などとの共同をすすめてきました。

組織拡大のとりくみも運輸一般や生協労連、年金者組合、全港湾など着実に実績を重ねてきています。また、愛労連事務局への書記の採用など、愛労連機能の強化へむけた体制づくりもすすめてきています。

3. 克服すべき課題

①労働者・県民の要求実現という立場で、労働者・県民諸階層の要求を集約・調整し、その実現にむけた諸行動の提起を強めること。とくに県・名古屋市・

労働基準局などに対する要求闘争を強化していくことが重要です。

②情勢との関わりで、「矢継ぎ早」の運動展開がさけられない状況のもとで、大きなスパンでの運動の必要性が指摘され、幹事会での論議など一定の改善がされました。組織全体へのとりくみは不十分でした。

真に「期待と信頼」されるセンターをめざすうえで、一つ一つの運動の「集約と総括」が決定的に重要であり、この改善が重要です。

③愛労連結成から3年余を経て、センターとしての運動のイメージが定着すると同時に、マンネリ化の傾向も生まれており、この克服が求められています。

産別とセンターとの関わり、役割など、自らのたたかいの強化と結合し、職場からの合意形成、運動づくりが求められています。

④タテとヨコの関係。日常の運動展開の場面は、多くが地域に求められます。広範な県民とともに要求運動が展開されることが必要とされていることから見れば、タテ組織の地域への未結集の克服、役員配置、財政問題など解決方向の具体化が重要となっています。

⑤未組織労働者、未加盟組合に対するとりくみは、地域労連や中小共闘会議の課題として位置づけられていますが、「10万愛労連」建設へむけた飛躍をつくりだすためにも、ローカルセンター・愛労連として、着実な前進をつくりだすとりくみの計画・実践の追求が求められます。



[II] 情勢の特徴

1. 内外情勢

(1) ワルシャワ条約機構など、ソ連・東欧の軍事体制は崩壊しましたが、唯一の超大国として生き残ったアメリカは、海外に数百の基地と数十万の部隊をおいて、世界のどこにでも軍事干渉できる態勢をとっています。これがアメリカの霸権主義路線であり、世界の平和と民族自決にとり最大の障害となっています。

このアメリカの世界的な冷戦態勢のカナメに位置づけられているのが、日米安保体制です。この日米安保条約のもとで日米関係は軍事から経済にいたるまで、アメリカのいいなりの異常な従属状態がつづいています。

「ソ連の脅威」論が通用しなくなっても日本は、いまなお核兵器を積む米空母の海外母港とされ、侵略の先兵である海兵隊の出撃基地にされています。150の在日米軍基地では、フィリピンから撤退させられた部隊を含め、世界ににらみをきかす軍事機能の強化と集中がすすんでいます。

クリントン米大統領は「米国の死活的利益をまもるためにには、必要ならどこにでも武力を行使する」と明言し、核兵器の独占と軍事ブロックによって他国を押えこむ冷戦体制をとりつづけています。

「冷戦は終わった」と主張することは、アメリカの冷戦政策を肯定し、世界平和のために核兵器廃絶、軍事ブロックの解体、外国の軍事基地撤去を要求する運動を否定することになります。

日本における米軍駐留費の負担も年々拡大し、その額は、米兵一人あたり年1,400万円。総額で5,600億円にもなっています。日本だけがアメリカから軍事費の増加を要求されている異常な内政干渉をやめさせ、日本にある米軍基地を返還させ「思いやり」予算は廃止することです。

(2) ソ連や東欧の崩壊にたいして「市場経済、自由社会」の「勝利」が強調されてきましたが、アメリカをはじめ発達した資本主義国実態は、軍拡路線と産業空洞化のなかで経済的な困難は、いっそう増大しています。

アメリカはいぜんとして世界一の経済大国であるとはいえ、企業経営も悪化し、失業問題も深刻化しています。景気の悪さ、貧富の格差拡大、300万と

もいわれるホームレスの増加、中産階級の没落も深刻になっています。レーガンからブッシュへ、さらにクリントンに引きつがれた、貿易と財政の赤字の解決が避けられない重要な問題となり、「経済の再生」は、日本の市場開放と内需拡大の要求となって、コメ解放、ダンピング提訴、スーパー301条復活、円高誘導、アメリカ資本の日本経済への進出など対日圧力をつよめています。

(3) ヨーロッパ諸国の経済不振、とりわけ労働者の雇用状態が悪化。イギリスの失業者数は300万(93年1月)の大台をこえ、失業率10.6%という数字はイギリスの労働者10人に1人が失業していることを示し、深刻です。

ドイツでも工場閉鎖、人員削減が進行しており、反失業闘争が新たな高まりを示しています。ドイツの失業者は、92年1月で300万。旧西独地域だけでも187万5,000人といわれています。旧東独地域の場合、失業率40%にものぼるといわれています。

イタリアの反失業・雇用の拡大闘争は、いまでは三大ナショナルセンターの共同闘争として盛り上がりをみせています。イタリア労働運動の最大の課題は首切り「合理化」による人員削減に反対し雇用を確保するところにあります。

フランスの失業者も93年3月末で300万をこえています。ミッテラン大統領下の10年余で失業者は倍近くになっています。労働総同盟(CGT)を先頭にナショナルセンター間の共闘も前進し、闘争はつねに「雇用の安定」をかけています。EC全体の失業者は1,740万人(10.3%) 1994年には、2,300万人(11.9%)になるとの予想もされています。

(4) 大企業の多国籍的事業活動は、世界同時不況とバブル経済の破綻から、海外事業からの撤退を含む再編成と全面的な見直しをはじめています。1985年以降激増を続けてきた日本の対外直接投資は、89年の675億ドルをピークに91年415億ドルと大幅な減額をしめしています。

自動車のダイハツがアメリカ市場からの撤収をきめ、トヨタ、ホンダ、ニッサンも見直しに入っています。アジア地域に進出している企業にも同じ傾向がみられます。

このことは、現地国の雇用不安を増大させ失業者を大量につくりだすことになります。安い人件費を求めて進出した「渡り鳥」的営利追求は、国内工場を閉鎖して台湾、韓国、シンガポールに進出し、さらに低賃金を求めてタイ、マレーシアに移動し、今日では、より安い中国へとなっています。

多国籍的企業の横暴規制や発展途上国の自立と貧困克服、環境保護などに真に役立つものへと転換させることが重要になっています。

日本の貿易黒字が国際的な批判をうけ、経済摩擦が深刻になっています。その主たる原因に日本の労働者の劣悪な労働条件があります。

核兵器廃絶など平和の連帯とともに、欧米やアジア諸国の労働者・労働組合との交流・共同の追求が重要な課題となっています。

(5) 1991年秋以降、雇用状況は、それまで盛んに騒がれた「人出不足」から一転して多くの業種で「雇用調整」が行われています。大企業の中高年ホワイトカラーを中心とする人員削減、新規採用の大幅な抑制がおこなわれ、この傾向は94年にもつづくことになります。

パイオニアの管理職に対する指名解雇は、その典型的事例です。雇用調整はホワイトカラーだけを対象にしたものではありません。好況時に大量に採用したパート、期間工、外国人労働者などが、再び失業者のプールに追いやられようとしています。

これらの労働者は、正規労働者のように出向や配転といった迂回的対応がなく、ただちに解雇という直接的措置がとられています。東京サミットが7月9日に採択した「経済宣言」は「……われわれの経済の不十分な成長と不十分な雇用創出を懸念する。……われわれは特に失業の水準を懸念する。2,300万人以上が我々の国々で失業しているが……」など、資本主義国の経済が深刻な状態に追い込まれていることをしめしています。

(6) 全国の有効求人倍率は1992年10月以降、10ヶ月連続して1倍を割り込んでいます。この背景には、いまでもなくバブル経済の破綻と過剰生産との結合による不況の長期化があります。

もとをたどれば、アメリカの財政危機、国際収支の赤字救済策に加担した日本の低金利政策が引き起こした金余り現象、それをもととした土地・株への投機、市場の制約を無視した設備拡大競争に走った大企業の寄生性や無秩序な利潤追求にあります。

バブル好況下の「労働力不足」は1989年から91年にかけて雇用労働者は、475万人もの増加（総務庁報告）を示していました。産業別にはバブル経済を反映して金融・証券部門に雇用が拡大しました。情報サービス部門も常雇労働者が88年～91年にかけて32万2,000人から44万5,000

人へ、12万人増加しました。この間パート、アルバイトなど非正規労働者は701万人から889万人に、188万人も増加し、うち女子が148万人となっています。

今日、一転して企業は、リストラを推進し雇用調整を加速させ、労働者にたえがたい犠牲を押しつけています。

(7) バブル経済の破綻の犠牲は労働者だけでなく、中小零細企業、業者にとって、その重圧は耐え難いものになっています。大企業は下請中小企業に発注していた製品の内製化をはかると同時に、仕事の打ち切りをおこなっています。

好況時に新しい機械や設備の導入をしいられた業者も多く、そこには「借金だけが残る」ことになり、生活不安がひろがっています。銀行の中小企業離れもおこり、当面の資金ぐりの見通しすらたたなくなっています。

日本の中小企業は事業所数で99%をしめ、そこで働く労働者は81%です。製造業の出荷高の56%、小売業の販売額の78%をしめ、日本経済の主役として重要な位置をしめています。中小企業との要求にもとづく共同行動を重視し、その強化をはかる必要があります。

(8) 総選挙の結果と国民生活

反民主主義的な小選挙区導入策動が国民の世論と運動によって失敗し、追いつめられて自民党宮沢内閣は衆議院を解散しました。

その総選挙が、7月4日公示、7月18日投票で行われました。

選挙の争点は、①4割の得票で9割の議席を独占する小選挙区制。このニセ改革を許さず、企業団体献金の禁止、定数の抜本是正をおこなう真の政治改革への道をひらく。②金権腐敗、憲法改悪をたくらむ自民党と、自民党路線を継承する政治を変えることでした。

結果は、「金権腐敗政治の一掃、憲法の平和的民主的原則の擁護」等を訴えた日本共産党が伸びず、自民党と社会党の大幅な議席減。保守新党の躍進を特徴とし、総保守が大きく拡大されました。

国の平和と憲法・消費税・年金・福祉・社会保障など、労働者・国民・中小業者のくらしと経営にとって、いっそう危険な政治状況になりました。

(9) 日本の進歩と反動の最大の争点として憲法問題があります。自民党をはじめとする反動勢力は、アメリカの世界支配戦略を積極的に支えると同時に日本

独占資本の権益（海外に進出した多国籍的事業活動）を守るために、憲法違反の自衛隊を合憲化し、自由に海外派兵できる体制をつくろうとしています。

P K O 法の強行と自衛隊海外派兵の実績の積み重ねによって明文改憲をたくらみ、施行以来 40 数年たった憲法の「制度疲労」論や「憲法論議はさけるべきでない」の世論誘導もおこなわれています。改憲を党是とする自民党のみならず日本共産党を除く野党や連合幹部、一部のマスコミからも改憲論が展開されているところに危機の深さがあります。

憲法はその前文で「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とのべ、第 9 条において「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」となっています。

憲法第 19 条は「思想および良心の自由は、これを侵してはならない」とされています。中部電力に働く労働者の 19 年余におよぶ裁判は、労働者の思想、信条を差別する人権問題として争われているもので、こうした闘いは多くあります。

憲法第 25 条による「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。の現実は人たるに値する生活とはほど遠い状況です。「憲法が古くなった」のではなく、労働者の生活、労働と憲法との民主的原則との間のズレがひどくなっているのが現実です。欧米の労働者にくらべ年間数百時間も長く働かされ、過労死が続発し、「家族そろって夕食を」が闘争スローガンとなるような状況は異常です。

憲法改悪反対、憲法の平和的民主的原則を擁護、徹底させる国民的共同のたたかいが、今ほど重要なときはありません。

(10) 日本の農業と農業経営を守り食糧自給率を高め、安全な食糧を自国で安定的に供給できる状態にすることが必要です。

コメの輸入自由化を前提とした「新政策」=新しい食糧、農業、農村政策の方向=が 1992 年 6 月に政府より発表され、それにもとづいて国会に「農業経営基盤強化促進法案」が上程されています。1991 年で日本人が摂取しているカロリーの 54% は外国の食糧によるものです。食糧の半分以上を外国に

任せていて本当の独立国とはいえません。

「新政策」は、コメの輸入自由化を先取りして、地域と農家を選別し、90%の農家を切り捨て、大企業に農業と農地への進出を誘導するものです。

大企業の三菱化成、三菱商事が出資した「植物工学研究所」は「初夢」「夢かおり」「あけみ17」というコメの品種をバイテクで育種したといわれています。三井東圧は独自に開発したハイブリット米「ミツヒカリ」の種子の販売に乗り出すといわれています。伊藤忠とプラザー工業が組んで、風味を損なわずにシャリを炊き、解凍できる工夫で市場に参加をめざしています。

コメの90%を生産している兼業農家、中小農家を切捨て、大企業がコメにむらがろうとしています。このようになれば大企業がコメの生産・流通を支配することになります。

(11) 5月10日労働基準法研究会が、「労働契約法制の見直し」についての報告を労働大臣に提出しました。この報告は、①労働者の保護や労使同意を前提とせず、②労使の自主決定の促進。③在籍出向に本人の同意不用、④就業規則は事業所単位から企業ないし企業グループ単位に、⑤解雇理由の法規制の否定など、重大な改悪を内容としています。

94年国会に法案として提出予定の年金制度は労働者、国民にとって許すことのできないものです。それは、①年金支給開始年齢65才への引き上げ、②「被用者年金一元化」の名による年金水準の引き下げと保険料の値上げ。③国庫負担の削減、などとなっています。

2. 愛知の労働者・県民の状況

(1) 県がまとめた「92年における県内企業の海外事業動向」によれば、海外に現地法人をもっている県内企業は296社あり、多くはアメリカ、アジアなどに集中しています。

海外進出の動機は「低廉な現地労働者の活用……」。いわゆる安い労働力を求めてが第一の理由となっています。この海外進出や移転は、県内での産業の空洞化を引き起こし、雇用の減少をもたらします。

(2) 国土の乱開発すでに破綻した「リゾート法=総合保養地域整備法」が日本共産党だけの反対で成立したのが1987年です。同法にもとづいて県は

91年「三河湾地域リゾート整備構想」の承認を得て乱開発を進めています。

県下のゴルフ場36カ所が、今や構想中を含めて50カ所になろうとしています。アカウミガメの産卵地である豊橋市の太平洋岸、井戸水を生活用水にしている地域にゴルフ場が計画され、農薬による公害が心配されています。「自然破壊と農薬公害から住民生活を守る」闘いが課題となっています。

(3) 1994年、県下の各市町村を会場に第49回国民体育大会（わかしゃち国体）が開かれます。本格的になってきた準備の実態の中に「日の丸」「君が代」の押し付けがまかり通り、複数の種目では要員として、自衛隊の部隊が動員されるなど、国体を利用した自衛隊の宣伝がおこなわれています。

(4) 三県一市（愛知・岐阜・三重・名古屋市）の共通の事業として推進されている大プロジェクト「中部新国際空港」は、県と中部空港調査会によって常滑沖の空港立地の適否を決める陸地部会の調査が取り組まれました。今後は海域調査に移ります。名古屋市は、この新空港に関連して、名駅近くの笹島地区を新空港開港時の窓口とすべく超高層インテリジェントビル、JR東海道新駅建設などを内容とする24時間都市をめざす「ささしまライブ24」と名づける都市改造に取り組んでいます。

これには、名古屋市が区画整理事業だけで約400億円を投入する予定とされています。

(5) 利水・治水いずれの面からも建設根拠を失っている長良川河口堰の建設が広範な「工事一時中止、アセスメント実施」の声を無視して強行されています。加えて三県一市には多大な地元負担と水道料金へのハネ返り問題が引き起こされています。

(6) 住みよい、住みつづける町づくりの願いに逆行する計画が進行しています。ザーシーン城北（45階建160m）、志賀ストリートタワー（25階建82m）、池下住都公団ビル（23階建）、東別院再開発（30階建）などです。業務ビルでは、JR名古屋ビル（60階建250m）、牛島地区での48階建などの計画もすすめられています。

住まいや生活の拠点をゆるがす巨大プロジェクトや再開発に対する「住みつづける町づくり」を対置させる活動が求められています。

(7) 1993年2月、県統計課が発表した労働力調査によると92年度の労働人口は376万1,000人で前年に比べて9万2,000人増加となっています。男女別では、男子が226万4,000人、女子が149万5,000人です。

就業者は369万5,000人。前年に比べ9万2,000人(2.6%)増加しています。

完全失業者数は6万6,000人(1.8%)で前年と同率となっています。

不況を反映して、1992年度、県内主要産業の新規求人は建設業で前年比3.5%減。製造業で30.3%減。運輸・通信業で同19.4%減。卸売・小売・飲食業で同15.8%減。サービス業で同11.1%減となっています。特に製造業における減少はいちぢるしいものがあります。

一方、新規求職者数は13万2,635人で前年比21.1%増となっています。

(8) 個人消費の低下、販売・受注不振等によって東海三県の倒産も増加しています。帝国データバンクによると、1993年上半期の倒産は件数で前年同期比21.4%増の380件。負債額は19.5%増の979億3,100万円となっています。

労働災害も多発しています。1992年度の県内の労働災害は死亡者123人、休業4日以上の負傷者11,491人となっています。

(9) 1989年4月、ローカルセンター設立「準備会」18単産呼びかけ人会議が、鈴木愛知県知事に申し入れた「県地方労働委員会の委員任命について」からはじまった労働委員会に関わる取り組みは、1990年6月「愛知地方委の民主化を求める連絡会議」の結成によって「連合」独占の偏向行政の是正を求め闘いをすすめています。

県・名古屋市の公正でない労働行政は地労委の委員任命にとどまらず、県消費者保護審議会、名古屋市産業教育審議会等々、労働者代表が参画する各種審議会からも愛労連や「連合」に属さない労働組合の代表の選出を拒否しています。文化・スポーツ行事に対する助成・交付金についても、あれこれの理由をつけて拒否しています。

(10) 県内の労働者や関連産業に大きな影響を与える「トヨタ」は、景気低迷の長期化を予想して国内販売台数を当初予想の232万台（93年1～12月）から220万台に下方修正しました。また、「トヨタ」は3組2交代制導入によって労働者の時間外労働を減らし、それによる労働者の収入減が問題となりました。さらに今後は「連続2交代制」の導入に向けて本格的検討に入ったことを明らかにしています。

これは残業収入が完全になくなるだけでなく、下請け関連企業との生産・輸送システムの大きな変更をともなうことになります。

この制度は、労働時間の短縮や、若者に不評な深夜勤務の軽減をもたらしますが、一方、ある程度の残業収入を前提にした労働者の生活基盤を不安定にすることになります。

労働者や下請け企業との合意なしに一方的におこなうなら、まさしく大企業の横暴といえます。

(11) 年金や労働諸法制の改悪、県・市にみられる不公正行政、市民生活を軽視し、大企業本位の大プロジェクトの推進。不況の長期化による人ベラし、解雇、倒産など、労働者・県民の生活不安、苦しみの増大に対し、権利擁護のために闘わない「連合」をきびしく批判するとともに、県民・労働者の立場に立ってたたかう愛労連の役割はきわめて重大です。

広範な労働者、労働組合、県民を視野にいれ、全力を上げて闘うことが求められている情勢です。



[Ⅲ] 要求・課題とたたかい方

1. 今年度、愛労連が追求する重点課題と運動の重点は次の通りです

1. 重点課題

(1) 年金制度改悪反対闘争を軸に医療・福祉制度改悪反対闘争を県民規模でとりくみ、全国闘争へ発展させていきます。

政府は、94年の通常国会で年金の65歳支給継延べ・給付の引き下げ・掛金の引き上げ、そして将来の一元化をめざして年金制度改悪法案を提出する準備をしています。医療制度についても、同じ時期に、(a) 健康保険の給付範囲の見直し、(b) 病気の種類によって給付率をかえる変動給付率の導入、(c) 診療報酬の抜本改革、などの医療制度の改悪をやろうとしています。さらに、国民健康保健の抜本改悪、保健所つぶしを狙う「保健所法」の改悪、保育の見直し、と政府は、社会保障の全面改悪を狙ってきています。そこで、94年を社会保障の全面改悪を許さず、「国民のいのちとくらし」を守るたたかいの重要な年と位置づけ、総力を結集して運動をくりひろげます。

(2) 94春闘では、ビクトリーマップを活用して世論を大きく盛り上げる運動をとりくみます。

ビクトリーマップは、大幅賃上げの財源の根拠を示すものから、地域経済への波及効果を明らかにするものへとの活用の発展によって、中小商工業者との共同の広がりがつくられてきています。この教訓を生かし「ビクトリーマップ愛知版」を作成し、大企業で働く組織労働者や中小企業で働く労働者、中小商工業者との共同の拡大と大幅賃上げの世論形成をめざす運動にしていきます。

(3) 憲法の平和的・民主的原則擁護を基礎に、小選挙区制導入阻止など、日本の平和・民主主義を守るたたかいを重視します。

日米安保条約と改憲解釈、自衛隊の海外派兵、小選挙区制の導入、言論・表現の自由を奪う拡声機条例、社会保障の全面後退、思想信条を理由とした企業の差別支配……と、今日ほど憲法が無視され、形骸化され、脅かされてきているときはありません。また、政党間では、自民党の「憲法が邪魔ならなおした

らしい」という露骨な改憲論議から、公明党の「第9条はタブー視しない」、社会党の「護憲」から「創憲」論と改憲論議がされていますが、これは、日米安保体制を維持する前提での、保守2大政党政治の実現にむけた枠組みのすりあわせにほかなりません。

憲法と現実のずれは反動政治が強くなるにしたがって大きくなっています。このずれを巧みに利用して改憲議論の世論が形成されようとしている状況のもとで、私たちは、憲法改悪反対、憲法の平和的・民主的原則の実現をめざす運動を急いでとりくまなければなりません。

この運動は、職場や地域から根ざした運動をつくりあげることを基本にとりくむことが必要です。具体的には、憲法を「ものさし」にして、労働基準法などの法律違反や権利侵害、思想信条による差別などを「くらしと職場」で点検をおこない、具体的な事実にもとづく告発運動をとりくみます。また、憲法改悪阻止・平和的民主的原則の擁護のために、小選挙区制など憲法を脅かす反動政治を許さない運動の先頭にたって奮闘します。

2. 運動の重点：ローカルセンターとしての任務と役割の前進のために

(1) 労働者・労働組合の戦線の拡大をめざして

労働基準法の改悪、年金・医療・保育制度の改悪、リストラによる人べらし「合理化」・賃下げと政府と資本側の攻撃の強まりと「連合」が自民党政権・資本の反動攻勢に加担している状況のもとで、労働者と資本・「連合」との矛盾は本当に大きくなっています。

このような状況は、要求にもとづく労働者の大きな団結と統一をつくりあげる条件が拡大してきていることを示しています。

私たちは、大幅賃上げをはじめとする様々な要求を高く掲げて、あらゆるところで、あらゆる労働者にむけて、共同の拡大を追及していかなければなりません。

この立場で、大企業・「連合」職場で働く労働者と一致する致する要求・課題での共同の追求と未組織労働者への接近をはかる運動をとりくみます。また一致する要求・課題で共同できる労働組合の結集をはかります。大企業で働く労働者との共同を春闘の時だけではなく、年間を通しての運動を追求します。



(2) 加盟単産・地域労連との合意を大切にし、タテとヨコが一体となった運動づくりをめざします。

93年春闘のヤマ場の統一行動では、単産・地域の大きな結集をつくりあげ、成功させることができました。この統一行動を成功させた力は、全労連のイニシアチブのもとに中央単産間での協議がすすんだからです。この経験から学ばなければならない愛労連の教訓は、愛労連がイニシアチブをとって、単産・地域労連との十分な事前の話し合いにもっと力を注ぐことの必要性です。単産・地域労連の統一行動などにたいする単産・地域労連の結集に濃淡があることはいなめません。この運動の結集状況を曖昧にしてきたことは、けっしていい傾向をつくりだしていませんし、運動を通して、より強い団結を築くということになってしまん。

そこで、今年度の課題でいえば、年金改悪阻止闘争などの大きな課題をとりくむ方針については、十分な議論を通して固い意思統一をかちとるようにします。また、運動のとりくみの進行状況の点検、運動終了後の結果の集約、総括をその都度おこない運動の成果と克服点を全体のものにします。

(3) 必要な政策を必要なときに明らかにできる体制の確立を

多くの単産から意見が寄せられているように、中小企業政策・愛知県の産業構造にあたリストラにたいする政策など、政策提言のできる体制を強化し、運動の発展をはかることが愛労連がローカルセンターとしての任務と役割を果たすために非常に重要なことです。

愛労連の組織内外には、豊富な専門的知識と能力をもっている人たちが沢山います。この人たちの力を結集して、政策づくりをする努力をもっと愛労連はする必要があります。この立場で政策づくりをすすめていきます。

2. いのちと暮らし・権利・労働条件の改善をめざすとりくみ

1. 大幅賃上げ闘争の前進のために

(1) 秋から94春闘を展望して準備をはじめます

① 94国民春闘構想をできるだけ早く提案します。その構想にもとづいて、職場・地域からの学習・討論をおこない、不況宣伝や賃金抑制攻撃に負けない意識と体制づくりをめざします。

- ②全組合員を対象とする総學習討議資料を作成します。
- ③幅広い労働組合を結集する努力をし、愛知春闘共闘委員会を12月に再開します。

(2) 公務員労働者の賃金確定闘争の勝利のために

①8月3日、人事院は平均1.92%、一時金を0.15カ月分切り下げるを中心とした勧告をだしました。この勧告は不況を口実にした賃金抑制を狙いとしたものです。この勧告をもとに確定闘争時期を迎えることになります。愛労連としては、愛知公務共闘が提起する運動の前進のために積極的なとりくみをします。

②国公共闘・自治労連・愛高教などの公務員労働組合がおこなう決起集会など諸闘争に積極的に参加し、賃金確定闘争の前進のためにともに頑張ります。

(3) 9.4春闘の前進のために

①9.4春闘要求アンケート運動を重視します。9.3春闘では、東三河労連・尾中労連が要求アンケートビラの全戸配布をおこない大きな運動としています。この教訓から学び、9.4春闘ではできるだけ多くの地域労連が、全戸配布を含める多様な行動を工夫し、アンケートビラ・ハガキを労働者に届けるようにします。そのような行動をとりくむことを前提にして、配布数目標を30万枚とします。

②組織内の春闘要求アンケートを全単産・単組・地域労連がとりくみ、全組合員から回収するようにします。

③ビクトリーマップ愛知版を作成します。そのビクトリーマップの多様な活用する運動によって、大幅賃上げと大企業の内部留保の社会的還元を実現をさせる世論の形成をめざします。

④「4月からの新賃金は、3月中の協約改定で」という中期的視点のもとに、ストライキ態勢を軸にJC回答前の闘争を強化し、発展させるために「早い立ち上がり」でのとりくみを追求します。

⑤大幅賃上げのたたかいとともに、賃金水準の底上げ・最低規制のたたかいとして、企業・業種別最賃闘争を重視します。また、パート労働者の賃金引き上げ、男女差別の是正を重視します。

⑥中高年の賃上げ停止、降格減給制、職能給の強化、査定の強化など賃金制度と賃金体系の改悪に反対します。

- ⑦公務員労働者の基本権の回復と人事院勧告制度打破を展望しつつ、春闘時における回答引出しの追求をはかる公務員労働組合の賃金闘争の前進のために官民一体となった闘争を発展させます。
- ⑧全国一律最低賃金制の確立をめざして、署名運動・中央行動などを軸とした運動をとりくみます。
- ⑨地域低賃金の引き上げ闘争については、最賃デーのとりくみの強化、労基局交渉、最低賃金では生活できない実態を世論化する運動をとりくみます。
- ⑩地域から13万円以下の労働者をなくすために、自治体要請行動、県経協・商工会議所・業者団体への申し入れ行動、地域宣伝行動などをとりくみます。
- ⑪全国統一行動では、愛労連に結集するすべての労働組合・地域労連が結集するよういっそうの努力をします。また、大産別共闘の行動の発展の追求とともに、ヤマ場での大産別統一行動を重視します。
- ⑫「連合」職場で働く労働者との共同を追求します。
- ⑬「春闘回答速報」の編集と活用について工夫します。そして、可能な限り幅広い労働組合に届けるようにします。また、地域労連は、地域の労働組合の回答・闘争状況を集約し、ニュースにするなど、地域で大幅賃上げが話題になる運動を開展します。
- ⑭税限度額引き上げのたたかいについて、署名と宣伝、自治体要請行動を軸にしたとりくみをします。

2. 労働時間短縮闘争・労働基準法改悪反対運動の前進のために

- (1) すべての民間事業所で賃下げなしで、週休2日制、週40時間以下の労働時間短縮をさせる運動をとりくみます。
- (2) 時間外労働の上限規制、割増率50%引き上げを重視し、「改正」労働基準法の改悪部分の排除を基本とする産別の要求の実現をめざします。また、賃下げなしで、一日8時間・週40時間・完全週休2日制、年間1800時間の実現をめざして、署名運動、「ノー残業デー」をとりくみます。
- (3) 「改正」労働基準法の一年までの変形労働時間制や裁量労働の拡大を許さないたたかいをとりくみます。

3. 人べらし「合理化」反対闘争の前進のために

- (1) 各企業からだされてくる人べらし「合理化」攻撃の実態を明らかにする「シンポジューム」を開催し、「合理化」反対闘争を愛労連全体ものとしていきます。
- (2) 人べらし「合理化」・ME化による「合理化」に反対し、作業環境の規制・要員確保などによる雇用の拡大をはかります。
- (3) 年齢を理由とした賃下げをはじめとする労働条件の切下げ、一方的出向・配転・雇用差別に反対します。
- (4) パートタイマー労働者・派遣労働者・アルバイト・外国人労働者などの解雇に反対します。
- (5) 愛知労働問題研究所、自由法曹団愛知支部などと共に準備をすすめる「あいち権利フォーラム」を成功させます。

4. 権利拡大のたたかいの前進のために

- (1) 就業規則問題を含む労働契約法「改正」について、労働基準法研究会報告が労働大臣に出され、中央労働基準審議会の議をへて、次期の通常国会へ出されます。この労働契約法「改正」にむけて、全労連要求を補強する運動を労働基準法改悪反対闘争と結合してとりくみます。
- (2) 中央・地方労働委員会など各種行政委員会の労働委員の公正な任命を要求する運動をとりくみます。
- (3) 「愛知地労委の民主化を求める連絡会議」は、愛知地労委民主化運動の柱を「県民世論の盛り上げ」を重視することを基調として、団体署名、知事への要請ハガキ、県議会・各会派要請行動、9月中旬の「公告」次期の決起集会と大量ビラ宣伝行動、などの方針を総会で確認しています。そこで、愛労連としては、その方針を具体化する立場で運動をとりくみます。
- (4) 実効ある育児休業の協約化、介護休暇の法制化・協約化運動をすすめます

(5) 国鉄闘争の勝利をめざすたたかい

- ① 1047名の解雇撤回の救済命令を一日も早く出させるために、全労連が提起する中央行動や署名運動、愛労連としての独自行動を配置するなど積極的な運動をとりくみます。
- ② JR東海と背景資本にむけた運動をとりくみます。運動の中心を毎月「一日」行動におき、抗議・要請行動や決起集会をおこないます。
- ③ JRの事故が多発しているなかで、JRの利用者の安全とサービスを向上を求める運動を解雇撤回闘争と結合してとりくみます。
- ④ 鉄道フォーラム愛知の運動など国鉄闘争をたたかう共同行動組織の運動に参加します。
- ⑤ 国鉄闘争をめぐる情勢と具体的なたたかいを全体的なものにしていくためにニュースの発行と定期的な会議の開催をします。
- ⑥ 全労争議団・国労闘争団のおこなう物資販売・事業活動などの支援を強化します。
- ⑦ 「全労争議団を勝たせる会」の会員拡大をめざすとりくみを強化します。
- ⑧ 国鉄闘争発展のために一人100円を目標に年末カンパをとりくみます。

(6) 不当解雇、不当差別、不当労働行為を許さず、職場の自由と民主主義と労働者の権利を守るたたかいを重視します。

すでに闘争をとりくんでいる運輸一般扶桑クリーン不当解雇闘争、中電人権闘争など諸争議の勝利をめざす闘争をとりくみます。また、日立田中最高裁不当判決闘争、高木貞証券闘争など全国的にたたかわれている諸争議の勝利をめざしてたたかいます。

(7) 争議支援年末カンパを例年のように組合員一人100円を目標にとりくみます。

(8) いのちと健康を守るたたかいの前進をめざして

- ① 安全衛生問題の学習会を開催します。
- ② 職場の安全・衛生・権利闘争をすすめるために、安全・衛生・権利月間を「11月」として運動をとりくみます。その運動の一つとして、典型的な職場を選んで安全衛生について実践的な学習をします。
- ③ 過労死・労災・職業病の運動の勝利をめざす運動の充実と共同の拡大をはか

ります。愛知から過労死をなくすために、長時間・超過密労働の実態を告発するシンポジュームを開催します。また、シンポジュームでの実態の告発と夜勤回数や残業規制などについて、関係官庁への要請行動、企業への申し入れ、宣伝行動などをとりくみ過労死をなくします。

④「働くもののいのちと健康を守るセンター」の運動の充実と拡大をはかります。

⑤映画、「病院で死ぬとき」の上映の成功をめざします。

「病院で死ぬとき」の上映の成功のために、愛労連井上議長も呼びかけ人の一員に加わり上映実行委員委員会がつくられました。その実行委員会の筆頭代表委員に保健医協会の堀場英也さんがなられています。9月から自主上映をするための準備がすすめられていますが、日程が具体化されしだいとりくみを強めます。

⑥いのちと健康を守る対策委員会を設置し、単産・単組の安全衛生活動の充実をはかります。

(9) 減税・確定申告闘争のとりくみを強めます。

3. 大企業の横暴の規制・国民のいのちと暮らしを守るたたかい

1. 大企業の横暴を民主的規制し、労働者・国民の暮らしを守るたたかい

(1) 長引く不況のもとで、リストラ（事業の再構築）が進行しています。そのために、労働者の解雇・下請け企業が切捨てられ、地域経済が崩壊するなど、労働者・中小商工業者・地域住民にすべて、その犠牲が押しつけられてきています。そこで、愛知でおこっているリストラの実態を調査し、政策化し、広範な労働者・中小商工業者・住民とともに共同した運動を展開します。

(2) トヨタ九州などの生産開始、海外生産の稼働などによって、愛知・トヨタの自動車生産が大きく変化してきています。トヨタが、愛知の産業・経済に大きな影響を占めている状況から、トヨタのリストラ問題を労働者・中小下請け企業・地域住民の生活と営業の全般に関わる問題として受け止め、トヨタのリストラにたいする運動をすすめます。そのために、トヨタ総行動の位置づけを強めます。また、トヨタ問題を中心とする愛知のリストラ問題を研究し、政策

化し、運動をすすめるための組織を組織内外の人材を結集して発足させます。

(3) NTTの料金引き上げ反対運動、東邦ガス・中電にたいする円高差益還元
・使用料引き下げと料金体系の変更を求める運動、労働者の差別人権侵害、大企業のボロ儲けを吐き出させる運動、ゼネコンの公共事業への不正参入など大企業の横暴を規制し民主的な経済の確立と県民生活を守る運動をすすめます。

(4) 不況問題で愛商連と共同したように、愛商連と愛労連を軸とした中小零細企業・商工者業との共同行動の拡大・強化する運動を追求します。

2. 国民意のちと暮らしを守るたたかい

(1) 年金制度改悪反対闘争について

①94年に政府が予定している、年金の65歳への支給開始年齢の繰り延べ、掛金の引き上げ、給付の切下げ、年金一元化など年金制度改悪反対と最低保障年金制度の確立をめざす闘争を、今年度の運動の重点課題として位置づけてたたかいます。

②年金制度の改悪反対闘争を全組合員を結集する運動とするために、全組合員
・全地域労連を基礎にした学習会を単産・地域労連で開催します。その学習に
必要な学習討論資料を発行します。

③年金講師団を単産や専門家の協力のもとに編成します。

④「いまこそ憲法をくらしに生かし社会保障の拡充をめざす国民署名」運動の
成功のために、単産・地域労連の獲得目標をたてて運動をします。また、県民
を対象とする署名運動など県民的な運動については、愛知社会保障協議会と相
談します。

⑤年金改悪反対の世論の形成と住民の反対の意思をするために自治体・国会請
願行動や決起集会の開催、宣伝行動など多様な行動を配置します。

⑥たたかいの重要なヤマ場で、実施が予定されている統一ストライキを含む職
場・地域からの年金闘争の成功のために、単産・地域労連の運動の状況を把
握し、すべての単産・単組・地域労連が統一行動に結集するようにします。

⑦11月6日～7日を中心に全国的に「年金メーデー」を全労連が呼びかけて
います。愛労連としては、国民大運動実行委員会、愛知社保協などが中心とな
って11月3日に開催するよう働きかけます。

⑧年金制度改悪に反対する県下の労働者・労働組合の総結集をめざします。そ

のために、運動の発展の状況に応じて、共同行動組織の結成を提起します。

⑨年金改悪闘争本部を単産・地域労連・幹事会の代表で設置します。

⑩年金・医療・福祉闘争を総力をあげてたたかうために、闘争計画にもとづいて1カ月分の組合費を闘争資金として徴収します。徴収時期は12月末を予定します。この方針については、定期大会で提案し、11月初旬に開催する評議員会もしくは単産・地域労連代表者会議で決定します。

(2) 医療・福祉制度の改悪反対闘争について

①健康保険の本人8割給付、診療報酬改悪、保育児童の措置の改悪目白押しという状況のもとで、医療・福祉改悪反対闘争を年金改悪反対闘争と結合して運動をすすめます。

②「いまこそ憲法をくらしに生かし社会保障の拡充をめざす国民署名」は、年金・医療・福祉の3本の柱で要請事項が明らかにされていますので、この署名を軸にした運動をすすめます。

③国立医療機関の統廃合に反対し、国立医療機関としての拡充をめざす運動をすすめます。豊橋市内の2つの国立病院の統廃合にたいしては、地域での国立病院の役割を明確にし、機能強化をはかるなどを基本に反対運動をとりくみます。

④自治体要請行動・宣伝行動などの運動を具体化するために社保協・愛保協など関係団体と相談します。

(3) 自治研集会の成功をめざして

第3回全国自治研究集会が、「憲法をくらしの中に」「地方自治を住民の手に」をスローガンに、10月30日から11月1日にかけて豊橋市と蒲郡市で開催されます。愛労連も地元実行委員会に参加し、この自治県集会の成功のために積極的な参加をしていきます。

(4) 国・自治体へのむけたたかい

①年金・医療・福祉制度改悪反対・消費税率引き上げ反対などの要求・課題の実現、国と自治体の94年度予算にむけて、国民・県民・地域住民の要求の実現をめざす運動をとりくみます。その運動を、国民大運動愛知県実行委員会を軸にすすめます。

②国民・県民の要求実現のために中央・自治体要請行動、宣伝行動、決起集会

などを広範な団体とともにとりくみます。自治体要請行動については、基本的に地元組織と県実行委員会でおこなうことを基本にしてとりくみますが、地元組織で自治体要請行動ができない自治体があることを想定してキャラバン行動を計画します。

③国民大運動実行委員会の運動の強化のために、自治体単位で活動が行われる状況づくりをめざします。また、事務局体制の確立と地域組織の確立をめざします。また、共同行動組織が錯綜している状況をスッキリさせるために関係団体と相談していきます。

(5) 消費税廃止と当面、食料品など日常生活関連品非課税の実現をめざすたたかい

消費税の廃止と当面、食料品など日常生活関連品の非課税の実現を求める運動を「消費税を止めさせる愛知県連絡会」の運動に積極的に参加してとりくみます。また、不況のもとで税収入の低下と大企業奉仕の事業計画と軍事費増大のために消費税の引き上げが議論されていますが、もし、消費税率の引き上げが日程にのぼってきた場合は、総力をあげて阻止する運動を開展します。

(6) 教育の反動化反対・民主教育を実現させるたたかい

「新学習指導要領」による教育の反動化や選別差別がいっそう強められています。「日の丸」・「君や代」の学校行事などにおける強制、教科書の反動化なども強まっています。愛知では「複合選抜入試制度」の弊害が大きく浮かび上がってきてています。また、教職員の苛酷な教育条件が深刻な度合を強めています。このようなことから、民主教育の確立と教育条件の改善にむけて教育関係労働組合と相談をしながら運動をすすめます。

(7) 日本の農業・地球環境を守るたたかい

秋から年末にかけておこなわれる「グリーンウエーブ」の行動や食糧メーデー、日本の農業を守る運動。石化燃料の消費による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨問題、原発問題などや藤前干渉・長良川河口堰問題など地球環境や愛知の公害・環境を守る運動をとりくみます。



4. 平和と民主主義を守り、政治の革新をめざす運動のとりくみ

(1) 憲法改悪阻止、民主的・平和条項の擁護のとりくみ

①憲法改悪反対、平和・民主的原則の実現をめざす運動とともに、憲法を「ものさし」にして、労働基準法違反、権利侵害、思想信条による差別、教育の反動化など職場や生活の場でおこっている憲法違反の実態を明らかにしながら、「くらしと職場」に憲法をいかす運動を開闢します。

②できるだけ、小さい単位で、憲法学習会を開催します。

③憲法問題の学習活動と憲法を職場の問題とするために学習・宣伝資料を発行します。

④憲法改悪阻止で労働者・労働組合の総結集をはかる運動を提起し、共同行動の繰り返しのなかで組織化をはかります。

⑤広範な県民・団体とともに憲法改悪阻止の運動をとりくむために、幅広い団体とともに「懇談会」などをおこない運動を具体化します。

(2) 国政と地方政治の革新をめざして

①名古屋市長選挙の教訓を生かして、2年後の県知事選挙、4年後の名古屋市長選挙を展望して、職場・要求を基礎とした要求運動を取り組みながら行政区を単位として地域組織の強化をはかります。

②全国革新懇談会が提起する「三つの共同目標」にもとづいて革新統一をめざす個人・団体の結集をめざして運動します。

(3) 日米安保条約破棄、自衛隊の海外派兵反対、小選挙区制導入反対、など反動政治打破・日本の平和をめざすたたかい

自衛隊の海外派兵反対、カンボジアからの撤退などの運動と日米安保条約破棄などの運動を安保破棄愛知県実行委員会など平和運動をすすめる共闘団体の提起する運動に積極的に参加していきます。

(4) 平和と民主主義を守る運動をとりくむ組織の強化と発展をめざして

①「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」署名の県民過半数達成を目前にしてとりくみを強化します。また、被爆者援護法の制定をめざして原水協などがとりくむ運動に参加します。

②非核三原則、非核自治体宣言、非核の政府を求める運動をとりくみます。

③原発の徹底した安全点と内容の公開を求め、安全が確認されるまでの操作中止と原発の新設を認めない運動を「原発問題愛知連絡センター」とともにすすめます。

④国民平和行進、3・1ビキニデー、原水爆禁止世界大会などの成功をめざします。

⑤平和と民主主義をとりくむ共同・共闘組織が多くあるが、これらの組織の運動の調整をはかりながら運動を発展させます。

⑥愛労連・単産・単組・地域労連の平和運動の強化をはかるために平和運動担当者会議を開催します。

5. 組織・財政の強化・拡大・発展をめざす運動のとりくみ

1. 組織拡大3カ年計画の2年次を迎えて

(1) すでに「3カ年計画」で明らかにしているように、ローカルセンターとしての愛労連の到達目標は、加盟単産がすでに方針化している組織拡大計画をトータルしたものに基づいています。

①すべての単産・地域労連が「拡大・強化3カ年計画」を策定し、計画的・継続的なとりくみをおこないます。計画を持っている組織は、その実践を点検し、遅れをとりもどす手立てを構じます。

②未組織労働者や未加盟組合との交流・共同を「未組織アンケート」春闘の情報交換などを通じて追及します。

組織化の経過と教訓を交流する「集会」を各組織の部長会議も含めて開催します。

③全労連の統一的なとりくみを合わせ「組織拡大月間」は、10月～11月と4月～6月の秋・春の2回とします。

④組織部会には幹事会選出の組織部担当幹事と自治労連・医労連・愛高教の組織担当者によって「拡大組織部会」として運動を推進します。

⑤組織拡大のための宣伝資材作成の単産には、一定の財政助成をおこないます。

⑥大企業労働者との共同・連帯を強めます。

⑦パート・不安定雇用労働者の結集と組織化の強化をはかります。

⑧年金者組合の活動、役割を積極的に紹介・宣伝し、拡大をはかります。

⑨大産別組織の役割を重視し、部会活動の強化と共同の拡大を追及します。

(2) 地域労連の強化・拡大に全力をあげます

「拡大3ヵ年計画」では、25地域労連を30地域労連にすることになっています。この計画を実現させるためには、何よりも既存の地域労連の強化・拡大が大きく前進することが条件になります。

①「3ヵ年計画」は、(a) 1000人以下の地域労連は、1000人をこえる組織に。(b) 1000人～5000人のところはすべて5000人をこえる組織に。(c) 5000人をこえる2地域労連は10000人をめざすとなっています。この到達目標は地域に根ざした労働者センターとして機能するために必要なことです。

分割・再編の計画に入っている地域労連は、この計画を基礎に、さらに拡大が課題となります。

②今日の情勢を反映して、倒産・解雇など労働者の切実な相談事項が地域労連に持ち込まれています。場合によっては、法律上の争いを必要とすることがあります。こうした法律相談に対処できるよう愛労連として弁護士集団と契約を結び、地域労連の活動を援助します。

③地域労連への財政上の援助は原則として従来どおりとします。名古屋市内と郡部の地域労連活動の相違にたいしては、適切な配慮をおこないます。

(3) 専門部活動の強化のために

各専門部の活動強化のために部会の年間方針の確立、部会の定例開催、幹事会での活動状況の報告と運動のすすめかたについての議論を常におこなうなど専門部活動を日常化していきます。また、教育・宣伝・調査・政策などの活動については各単産の協力や必要に応じて組織外からの協力を得ながら活動内容の充実と体制の強化をはかっていきます。

(4) 青年労働者の成長と青年部活動の強化のために

①青年労働者の要求を組織の中にしっかり位置づけます。

青年労働者の賃金・労働条件向上の要求や働きがい・生きがいの要求、成長や連帯の要求などを的確につかみ、それを組織の中にしっかり位置づけるようにします。

②青年労働者の学習や交流の場づくりとそれへの参加の援助をすすめます。

青年労働者の自覚を促す学習会や交流の場を積極的につくるようにします。また、愛労連労働学校やサマーセミナーなどへ各単産・地域組織から積極的に

青年労働者が参加できるように援助します。

各単産では新入組合員をはじめ、青年組合員を対象とした新入組合員講座や各種の学習会を旺盛に開き討論も保障し、青年労働者の自覚を高め、活動への参加をひろげます。

地域組織では地域での労働学校や交流企画などを開催し、地域の青年労働者をつなぎ、地域での青年労働者の輪をひろげます。

③幹部の育成と保全について

愛労連青年協の役員や、各単産・職場の青年部の役員・活動家を意識的に育成するようにします。また、青年組織の役員構成や配置についての具体的方針がないまま、幹部・活動家を安易に労働組合役員に引き抜くことのないようにします。

④青年組織のとりくみ状況や問題点を的確につかみ、必要な援助・指導をおこないます。

青年労働者のとりくみを系統的に把握し、援助をすすめる青年担当者を各組織で配置するようにします。各組織で青年組織との定期協議を開催するようにします。機関会議に中で、常に青年問題を議題とし、論議を保障するようにします。

⑤青年の組織拡大を意識的に追求します。

⑥青年組織の建設とその活動を強化します。

青年組織のない単産は青年組織の建設をめざします。地域組織は青年の要求実現運動をすすめるとともに青年組織の確立をめざします。

青年組織の役員会議、機関会議の定例化、内容の充実をはじめ、年間方針の確立、ニュースや機関紙の発行などについて援助するとともに、財政上の保障をおこなうようにします。

(5) 婦人運動の強化のために

女性の地位向上、男女平等社会の実現をめざすために女性労働者の闘いを重視します。

男女平等社会の実現と女性の地位向上をもとめるたたかいは、憲法のいう国民主権、基本的人権とともに、民主主義の基本的課題です。その中で、家庭的責任を持ち、仕事を続ける女性労働者は、職場・地域社会において重要な位置を占めます。女性労働者の地位向上をはかるために、賃金や権利などの労働条件の改善のたたかいが必要です。そして、女性の分野のたたかいを組織全体

の課題として位置づけ、労働条件、仕事、組合活動、家庭・地域活動など多面的に女性労働者がおかれている実態を浮きぼりにする中で、具体的な政策や、運動課題を追求することが求められています。

そこで以下の課題について、県下の民主的女性戦線と共同して運動をすすめます。

①労働条件の改善や、男女雇用機会均等法の民主的改正など女性の働く権利を守るとりくみ

②パート労働者の労働条件の改善のとりくみ

③家族的責任の重い女性が働き続けるために、育児休業の協約化、介護（看護）休暇制度の法制化、保育、保健・医療・福祉の充実などのとりくみ

④憲法の平和的民主的条項を守るとりくみ

⑤地方行政での男女平等の推進の具体化

⑥働く女性の集会、母親大会など女性の地位向上のとりくみ

など、上記のような働く女性のさまざまな要求を実現するためにも未組織労働者の組織化と婦人部の確立・組織強化はたいへん重要です。そこで、各単産や地域労連では婦人部組織確立をめざします。

そこで、各単産や地域労連で婦人部を確立するための手立てを取ります。

(6) 教育・文化活動について

①機関紙「愛労連」・「愛労連ニュース」の定期発行の厳守と内容の充実をはかります。また、単産や地域労連の運動のとりくみ状況がよくわかるような紙面の構成を検討します。

②第3回愛労連労働学校を10月～11月に開催します。そのための実行委員会をつくります。

③「第3回愛知働くものの囲碁・将棋大会」を9月に開催します。すでに2回開催してきた経験をいかし、さらに参加者の拡大と幅広い労働組合からの参加者を募るようにします。

④労働者教育の強化をはかるために愛知学習協との連携を強化します。

(7) 調査・政策活動について

①賃金・労働条件実態調査についての検討をおこないます。

②ビクトリーマップ愛知版を作成します。また、その使い方についても工夫ができるようにします。

- ③リストラの実態についての調査・研究や、それに対する要求づくり・政策化をすすめます。
- ④「第6回調査政策学校」開催の準備をすすめます。
- ⑤「インフォメーション愛労連」の定期発行と内容の充実をめざします。
- ⑥部会活動の充実をはかり、必要に応じて担当者会議を開催します。

(8) ローカルセンター機能と体制の強化のために

- ①単産・単組・地域労連が方針にもとづいて結集して運動をとりくめるように方針を決定する時から合意形成と運動の調整をはかることを大切にします。また、運動がとりくまれた時点で、その運動の集約と総括をすみやかにおこない運動の蓄積をはかります。
- ②労働者・県民の切実な要求・課題にたいする政策活動を重視し、必要な政策を提言します。
- ③事務所問題については、引き続いて検討していきます。

(9) 規約・規則の改正のために委員会を設置します

規約・規則との整合性をたもつためと規約をさらに発展的に整備しなければならなくなってきたことから「規約・規則検討委員会」を設置します

(10) 働くものの助け合い制度「愛知共済会」の拡大をめざす運動について

愛知労働者福祉共済会の会員も増加し、1993年3月末基本共済会員は4510人になりました。

「慶弔制度」を柱とする基本共済の会員の拡大が愛知共済会の基礎をなすものですが、当初の目標とした早期に5,000名をこえ10,000人追及は実現できませんでした。

会員は、愛労連組織以外からも加入しています。働くものの助け合い制度は各産別組織でもとりくみを強めていますが、県下のすべての労働者を対象とする共済制度は「愛知労済」を除いて「愛知共済会」しかありません。

この共済会を大きくしたしかなものにするためにすべての単産・地域労連でとりくみます。